

【4】 Q & A（旧課程で単位を修得する者のための追加項目）

旧課程で単位を修得する者であっても基本的には新課程のQ & Aと同じである。ここでは、旧課程のみに該当するQ & Aを示す。

No.	Q	A
経過措置関係		
1	学士課程卒業までに免許状取得に必要な単位が満たせず、修士課程入学後に引き続き一種免許状の教職課程を履修する予定ですが、経過措置は適用されるのでしょうか。 なお、修士課程へは、学士課程卒業後間をおかずに入學する予定です。	免許状取得に必要な単位（介護等の体験、第66条の6の科目を除く）を満たせないまま学士課程を卒業（または退学）した場合は、経過措置が適用されません。 卒業後、間を置かずに修士課程に（科目等履修生を含む）入学した場合も同様です。 修士課程入学後、新課程の科目で不足する単位を修得する必要があります。
2	卒業後に教員免許状を取得しようと思立ったのですが、在学中に修得した単位だけでは必要単位数を満たせません。これから教職課程の履修を再開した場合でも経過措置が適用されますか。	卒業（または退学）して一度学籍を失うと旧課程で免許状を取得することができません。 旧課程での修得済みの単位は、新課程の単位とみなすことができますが、新課程で不足する単位については、追加で修得する必要があります。
3	平成31年4月に編入学（または再入学）した者ですが、経過措置は適用されますか。	平成31年4月以降に編入学（または再入学）した者は経過措置が適用されません。新課程で免許状取得に必要な単位を修得してください。
4	平成31年4月に工学院の系から理学院の系に転系しましたが、経過措置は適用されますか。	平成30年度において学士課程に在籍し、平成31年4月1日時点で、引き続き学士課程に在籍しているため、経過措置が適用されます。
5	平成31年3月31日までに免許状授与の所要資格を満たしていましたが、免許状の授与申請を行っていませんでした。新法の施行日以降に授与申請を行った場合、新法と旧法のどちらが適用されるのでしょうか。	新法の施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者は、施行日以降に申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされますので、免許状の授与が可能です。
科目履修関係		
6	旧課程における必修科目「発達と学習Ⅲ」「特別活動の運営」が廃止となっています。旧課程で必要な単位を揃えるためにはどのように履修すれば良いのでしょうか。	「発達と学習Ⅲ」の代わりに「特別支援の理論と教育的配慮」を、「特別活動の運営」の代わりに「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」をそれぞれ履修してください。 これらの科目は、新課程と旧課程を兼ねる科目として開講されているため、新・旧両方の課程に使用できる科目です。
7	旧課程で中学校一種免許状の単位を修得する際に必修科目である「マルチメディアと学習環境」は、新課程では開講されていないが、どのように履修すればよいですか。	「マルチメディアと学習環境」は当面の間、旧課程の科目として開講予定です。 なお、新課程が適用となる場合は履修する必要が無いため、誤って履修申告しないよう注意すること。
8	経過措置が適用されず、新課程で免許状を取得しなければならないのですが、どの科目を追加で履修しなければならないのでしょうか。	新課程では、新たに修得が必要な事項が追加となり、各教科の指導法の必要単位数が増加したため、以下の科目の単位を修得する必要があります。 <全員> ・教育基礎B（1単位） ・特別支援の理論と教育的配慮（1単位） ・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法（1単位） <中一種免（数学・理科）> ・数学科教育法Ⅳ（1単位） ・数学科教育法実践演習（4単位） ・理科教育法Ⅳ（1単位） ・理科教育法実践演習（4単位） <高一種免（数学・理科・情報・工業）> ・数学科教育法Ⅳ（1単位） ・理科教育法Ⅳ（1単位） ・情報科教育法Ⅳ（1単位） ・工業科教育法Ⅳ（1単位）
9	経過措置が適用されないため、新課程での免許状取得を目指しています。既に旧課程において「発達と学習Ⅲ」と「特別活動の運営」を修得済みですが、「特別支援の理論と教育的配慮」及び「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」を履修する必要があるのでしょうか。	新課程においては、新たに「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」と「総合的な学習の時間の指導法」が追加事項となりました。 旧課程の「発達と学習Ⅲ」及び「特別活動の運営」は、これらの事項を扱っていないため、2科目とも追加で履修する必要があります。
10	旧課程で「発達と学習Ⅲ」「特別活動の運営」の単位を修得済みですが、新法が適用となる場合、これらの単位はどのように扱われるのでしょうか。	新課程の科目の単位としてみなすことができます。 「発達と学習Ⅲ」は「教育の基礎的理解に関する科目」、「特別活動の運営」は「道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位数に算入されます。